■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

・障害者基本法第４条に規定された「差別の禁止」を具体化

・それが遵守されるための具体的な措置等を規定

・平成２５年６月公布、平成２８年４月施行（一部を除く）

第７条　行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

２　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第８条　事業者における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

２　事業者は、（同上）…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

《差別を解消するための措置（具体的な対応）》

○政府

⇒差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定（第６条）

○国の行政機関の長、独法等（≒国立大学・国立高専）

⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「国等職員対応要領」を策定（第９条）

○地方公共団体の機関、地方独立行政法人（≒公立大学・公立高専）

⇒「地方公共団体等職員対応要領」を策定（努力義務）（第１０条）

○事業者（≒学校法人、学校設置会社）

⇒主務大臣が事業分野別の「対応指針」（ガイドライン）を策定（第１１条）

主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる（第１２条）

《差別を解消するための支援措置》

○相談、紛争防止・解決の体制整備

⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実（第１４条）

○地域における連携

⇒障害者差別解消支援地域協議会による関係機関の連携（第１７～２０条）

（（独）日本学生支援機構主催

「平成26年度全国障害学生支援セミナー　体制整備支援セミナー」　文部科学省資料より）